

## 改正個人情報保護法の不開示情報と八潮市情報公開条例の非公開情報の比較表

改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）	八潮市情報公開条例（以下「条例」という。）
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>	<p>（情報の公開義務）</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。</p> <div data-bbox="1144 756 1928 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>条例第6条第1号に該当し、非公開</p> </div> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識</p>

若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職

別することができるもの（他の情報と照合することにより、照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

情報公開条例では公開情報として規定されていないものの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ロにおいて非公開情報とされていない（公開情報となる。）ため、新たな条例において不開示情報とすることはできない。

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以

務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

改正法の不開示事由としては規定されておらず、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条においても該当する規定はない。

ただし、改正法第69条第3項において、個人情報の提供に関し「(略) 個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない」とされている。この規定の趣旨を踏まえると、「法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報及び各大臣等から法律の規定に基づいて公開しないように指示のあった情報」については、不開示となる。

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外

下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報及び各大臣等から法律の規定に基づいて公開しないように指示のあった情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業

の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

改正法第78条第3号ただし書に該当し、開示

改正法では、不開示とする明文の規定はなく、仮にイ・ロに該当するものであっても、改正法第78条第3号ただし書に該当することとなり、開示

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国

に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

条例第6条第3号に該当し、非公開

条例第6条第5号に該当し、非公開

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法若しくは著しく不当な行為に関する情報

(5) 市の機関と国の機関等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく損

若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務

なうおそれのあるもの

条例第6条第6号に該当し、非公開

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関等（国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程の情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

(6) 市又は国の機関等が行う検査、監査、取締りの計画、徴税の実施計画、用地の買収計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題及び採点基準、職

又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

員の身分取扱い、犯罪の捜査及び予防その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は 地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上 の正当な利益を害するおそれ	
------------------------------------------------------------------------	--